



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月16日火曜日 第2219号外 1

◇ 目 次 ◇
条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例..... 1

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....53

条 例

○愛媛県条例第50号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3まで及び附則第15項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第21条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4及び附則第18項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の115」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第15項第5号において</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3まで _____ においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第21条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4 _____ において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の75」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在 _____</p>

同じ。)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 省略

(勤勉手当)

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第15項第6号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65(特定幹部職員にあつては、100分の85)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の30(特定幹部職員にあつては、100分の40)を乗じて得た額の総額

3~5 省略

附 則

13 平成20年4月1日に愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)に規定する愛媛県立衛生環境研究所、愛媛県産業技術研究所又は愛媛県農林水産研究所に勤務し、新たに行政職給料表の適用を受けることとなつた職員(職務内容を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)であつて、同日の前日に愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年愛媛県条例第2号)第1条の規定による改正前の愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例に規定する愛媛県立衛生環境研究所、愛媛県繊維産業試験場、愛媛県紙産業研究センター、愛媛県工業技術センター、愛媛県窯業試験場、愛媛県農業試験場、愛媛県立果樹試験場、愛媛県花き総合指導センター、愛媛県畜産試験場、愛媛県養鶏試験場、愛媛県林業技術センター、愛媛県水産試験場、愛媛県中予水産試験場又は愛媛県建設研究所に勤務し、研究職給料表の適用を受けていたもののうち、その者の受ける給料(当該給料のうち、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第8項の規定による給料にあつては、附則第15項の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる同条例附則第8項の規定による給料)又は管理職手当の月額がそれぞれ同日に受けていた給料又は管理職手当の月額を限度として人事委員会規則で定める額に達しないこととなる職員(その者の受ける給料及び

_____)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 省略

(勤勉手当)

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条_____)においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項_____において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70(特定幹部職員にあつては、100分の90)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35(特定幹部職員にあつては、100分の45)を乗じて得た額の総額

3~5 省略

附 則

13 平成20年4月1日に愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)に規定する愛媛県立衛生環境研究所、愛媛県産業技術研究所又は愛媛県農林水産研究所に勤務し、新たに行政職給料表の適用を受けることとなつた職員(職務内容を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)であつて、同日の前日に愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年愛媛県条例第2号)第1条の規定による改正前の愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例に規定する愛媛県立衛生環境研究所、愛媛県繊維産業試験場、愛媛県紙産業研究センター、愛媛県工業技術センター、愛媛県窯業試験場、愛媛県農業試験場、愛媛県立果樹試験場、愛媛県花き総合指導センター、愛媛県畜産試験場、愛媛県養鶏試験場、愛媛県林業技術センター、愛媛県水産試験場、愛媛県中予水産試験場又は愛媛県建設研究所に勤務し、研究職給料表の適用を受けていたものうち、その者の受ける給料_____

_____又は管理職手当の月額がそれぞれ同日に受けていた給料又は管理職手当の月額を限度として人事委員会規則で定める額に達しないこととなる職員(その者の受ける給料及び

管理職手当の月額その他の事情を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料及び管理職手当の月額のほか、それぞれその差額に相当する額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を給料又は管理職手当として支給する。

(1)～(3) 省略

14 省略

15 当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額(当該特定職員が第13条本文の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。)に100分の1を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該特定職員が同条本文の規定の適用を受ける者である場合(当該特定職員が育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員である場合を除く。))にあつては当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額とし、当該特定職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては当該最低の号給の給料月額に算出率を乗じて得た額(当該特定職員が同条本文の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該額からその半額を減じた額)とし、当該特定職員が短時間勤務職員である場合にあつては当該最低の号給の給料月額に職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該特定職員が第13条本文の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該額からその半額を減じた額)とする。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第17項及び第18項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第17項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) へき地手当(第11条の3第3項の規定による手当を含む。)
へき地教育振興法に規定する教員の例により算出した額

(4) 農林漁業普及指導手当 当該特定職員の給料月額に対する農林漁業普及指導手当の月額に100分の1を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に100分の6を乗じて得た額)

(5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料

管理職手当の月額その他の事情を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料及び管理職手当の月額のほか、それぞれその差額に相当する額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を給料又は管理職手当として支給する。

(1)～(3) 省略

14 省略

月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあつては、その額に、給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (6) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第19条の4第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあつては、その額に、給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第18項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)に同

項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第18項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(7) 第21条第1項から第5項までの規定により支給される給与
当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第21条第1項 前各号に定める額

イ 第21条第2項又は第3項 第1号、第2号及び第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第21条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第21条第5項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給 料 表	職務の級
行政職給料表	6 級
公安職給料表	7 級
研究職給料表	5 級
医療職給料表(二)	6 級
医療職給料表(三)	6 級

16 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

17 附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条、第14条から第16条まで及び第21条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.65(特定幹部職員にあつては、100分の0.85)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(特定幹部職員にあつては、100分の85)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	136,183	186,598	223,858	263,026	290,443	321,978	367,774	414,775	468,706
	2	137,287	188,406	225,766	265,135	292,753	324,288	370,385	417,286	471,820
	3	138,492	190,214	227,674	267,143	295,063	326,598	372,997	419,797	474,933
	4	139,597	192,022	229,482	269,252	297,373	328,908	375,608	422,308	478,046
	5	140,702	193,629	231,189	271,361	299,482	331,218	377,918	424,618	481,059
	6	141,807	195,436	233,098	273,470	301,792	333,327	380,428	427,028	484,173
	7	142,911	197,244	235,006	275,579	304,102	335,536	382,939	429,438	487,286
	8	144,016	199,052	236,813	277,688	306,411	337,746	385,450	431,849	490,399
	9	145,121	200,860	238,521	279,797	308,621	340,055	388,061	434,158	493,412
	10	146,527	202,667	240,429	281,907	310,931	342,265	390,773	436,468	496,525
	11	147,832	204,475	242,237	284,016	313,241	344,474	393,484	438,778	499,639
	12	149,138	206,283	244,145	286,125	315,551	346,684	396,196	440,988	502,752
	13	150,444	207,890	245,953	288,234	317,760	348,692	398,807	443,197	505,765
	14	151,950	209,798	247,861	290,343	319,969	350,801	401,117	445,206	508,175
	15	153,457	211,706	249,668	292,452	322,179	352,911	403,427	447,214	510,586
	16	155,063	213,614	251,476	294,561	324,388	355,020	405,837	449,223	512,996
	17	156,369	215,522	253,284	296,670	326,598	357,028	408,147	451,231	515,507
	18	157,875	217,430	255,293	298,779	328,707	359,037	410,256	453,039	517,013
	19	159,382	219,339	257,301	300,888	330,816	361,045	412,365	454,847	518,520
	20	160,888	221,247	259,310	302,997	332,825	362,954	414,474	456,655	520,026
	21	162,294	222,954	261,218	305,106	334,934	365,063	416,583	458,462	521,231
	22	165,006	224,862	263,126	307,215	337,043	366,971	418,592	459,969	522,738
	23	167,617	226,770	265,034	309,324	339,152	368,979	420,600	461,475	524,244
	24	170,228	228,679	266,842	311,433	341,261	370,988	422,609	462,982	525,751
	25	172,940	230,285	268,851	313,442	342,968	373,097	424,718	464,488	527,056
	26	174,647	232,093	270,759	315,551	344,977	375,106	426,325	465,894	528,261
	27	176,355	233,801	272,667	317,660	346,985	377,114	427,932	467,300	529,466
	28	178,062	235,608	274,575	319,769	348,994	379,123	429,539	468,606	530,672
	29	179,568	237,115	276,483	321,777	350,902	381,131	431,246	469,811	531,877
	30	181,376	238,621	278,391	323,886	352,810	383,040	432,552	470,614	532,781
	31	183,184	240,128	280,300	325,995	354,718	384,948	433,857	471,418	533,685
	32	184,992	241,634	282,208	328,104	356,626	386,755	435,163	472,221	534,588

	33	186,598	243,141	283,915	329,812	358,535	388,563	436,468	473,025	535,392
	34	188,105	244,647	285,823	331,820	360,342	390,270	437,774	473,828	536,296
	35	189,611	246,153	287,731	333,929	362,150	391,978	439,079	474,632	537,200
	36	191,118	247,760	289,640	336,038	363,857	393,685	440,285	475,435	538,103
	37	192,423	249,066	291,347	337,946	365,766	395,392	441,590	476,239	539,007
	38	193,729	250,673	293,155	339,955	367,172	396,598	442,494	477,042	539,911
	39	195,035	252,280	294,962	341,964	368,678	397,803	443,398	477,845	540,815
	40	196,340	253,887	296,770	343,972	370,184	399,008	444,302	478,649	541,719
	41	197,746	255,293	298,678	345,880	371,691	400,113	445,105	479,452	542,623
	42	199,052	256,699	300,386	347,789	372,896	401,318	445,909	480,155	
	43	200,357	258,105	302,093	349,697	374,101	402,523	446,712	480,959	
	44	201,663	259,511	303,800	351,605	375,306	403,728	447,516	481,762	
	45	202,868	260,816	305,508	353,513	376,311	404,732	448,319	482,566	
	46	204,174	262,222	307,215	355,120	377,215	405,435	449,122		
	47	205,479	263,628	308,922	356,727	378,118	406,138	449,926		
	48	206,785	265,034	310,629	358,334	379,022	406,841	450,729		
	49	207,990	266,340	311,935	360,041	380,027	407,645	451,332		
	50	209,095	267,545	313,542	361,246	380,830	408,348	452,135		
	51	210,199	268,851	315,149	362,451	381,634	409,051	452,939		
	52	211,304	270,156	316,756	363,556	382,437	409,754	453,742		
	53	212,509	271,261	318,463	364,560	383,341	410,557	454,345		
	54	213,514	272,567	320,070	365,665	384,044	411,260	455,148		
	55	214,518	273,872	321,677	366,669	384,747	411,963	455,952		
	56	215,522	275,178	323,284	367,774	385,450	412,666	456,755		
	57	216,326	276,383	324,790	368,678	386,153	413,369	457,358		
	58	217,330	277,488	325,995	369,381	386,755	414,072	458,161		
	59	218,234	278,592	327,200	370,084	387,458	414,775	458,965		
	60	219,238	279,697	328,406	370,787	388,161	415,478	459,768		
再任	61	220,142	280,902	329,510	371,390	388,664	416,081	460,371		
用職	62	221,146	281,907	330,515	372,093	389,367	416,784			
員以	63	222,151	282,911	331,419	372,796	390,070	417,487			
外の	64	223,155	283,915	332,423	373,499	390,773	418,190			
職員	65	223,958	284,719	333,327	374,001	391,275	418,692			
	66	224,963	285,622	334,130	374,704	391,978	419,295			
	67	225,967	286,526	334,934	375,407	392,681	419,998			
	68	227,072	287,430	335,737	376,110	393,384	420,701			
	69	227,875	288,434	336,641	376,612	393,886	421,203			

70	228,679	289,238	337,344	377,315	394,589	421,906
71	229,482	290,041	338,047	378,018	395,292	422,609
72	230,285	290,845	338,750	378,721	395,995	423,312
73	231,089	291,648	339,252	379,223	396,497	423,814
74	231,792	292,150	339,855	379,926	397,200	424,517
75	232,495	292,653	340,457	380,629	397,903	425,220
76	233,198	293,155	341,060	381,332	398,606	425,923
77	234,001	293,556	341,462	381,834	399,008	426,425
78	234,805	293,958	341,964	382,437	399,711	
79	235,608	294,360	342,466	383,040	400,414	
80	236,412	294,762	342,968	383,642	401,117	
81	237,115	295,063	343,470	384,345	401,619	
82	237,818	295,465	343,972	384,948	402,322	
83	238,521	295,866	344,474	385,550	403,025	
84	239,224	296,268	344,977	386,153	403,728	
85	240,027	296,569	345,479	386,755	404,230	
86	240,730	296,971	345,981	387,358		
87	241,433	297,373	346,483	387,961		
88	242,136	297,774	346,985	388,563		
89	242,940	298,076	347,387	389,266		
90	243,442	298,477	347,889	389,869		
91	243,944	298,879	348,391	390,471		
92	244,446	299,281	348,893	391,074		
93	244,747	299,482	349,195	391,777		
94		299,883	349,697			
95		300,285	350,199			
96		300,687	350,701			
97		300,888	351,002			
98		301,290	351,505			
99		301,691	352,007			
100		302,093	352,509			
101		302,294	352,810			
102		302,696	353,212			
103		303,097	353,614			
104		303,499	354,015			
105		303,700	354,517			
106		304,102	354,919			

	107		304,503	355,321						
	108		304,905	355,723						
	109		305,106	356,225						
	110		305,508	356,626						
	111		305,909	357,028						
	112		306,311	357,430						
	113		306,512	357,932						
	114		306,914							
	115		307,315							
	116		307,717							
	117		307,918							
	118		308,219							
	119		308,520							
	120		308,822							
	121		309,223							
	122		309,525							
	123		309,826							
	124		310,127							
	125		310,529							
再任用職員		187,101	214,920	259,511	279,898	295,565	321,677	364,560	399,008	451,533

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,779	174,346	201,060	241,132	292,853	320,974	350,601	386,956	429,840
	2	160,487	176,154	203,069	242,940	295,163	323,284	352,911	389,166	431,748
	3	162,194	177,961	205,078	244,747	297,473	325,594	355,220	391,375	433,656
	4	163,901	179,769	207,086	246,555	299,783	327,903	357,530	393,585	435,564
	5	165,408	181,677	209,095	248,463	301,892	330,314	359,639	395,493	437,372
	6	167,316	183,987	211,103	250,371	304,202	332,523	361,849	397,501	439,280
	7	169,124	186,297	213,112	252,280	306,512	334,833	364,058	399,510	441,088
	8	171,032	188,607	215,121	254,188	308,822	337,143	366,268	401,418	442,996
	9	172,739	190,817	217,230	255,895	310,931	339,252	368,377	403,326	444,704
	10	174,446	193,428	219,037	257,803	313,241	341,562	370,586	405,335	446,511
	11	176,154	195,938	220,845	259,711	315,551	343,872	372,796	407,444	448,319
	12	177,861	198,449	222,653	261,519	317,860	346,182	375,005	409,553	450,127
	13	179,769	200,860	224,561	263,227	319,969	348,291	377,215	411,461	451,734
	14	181,878	202,667	226,469	264,833	322,279	350,500	379,424	413,570	453,541
	15	183,987	204,475	228,377	266,440	324,589	352,710	381,634	415,679	455,349
	16	186,096	206,283	230,285	267,947	326,899	354,919	383,843	417,788	457,157
	17	188,306	208,191	231,993	269,252	329,008	357,229	385,751	419,897	458,764
	18	190,716	210,099	233,801	271,161	331,318	359,338	387,760	421,806	460,571
	19	193,126	212,007	235,608	272,968	333,528	361,447	389,869	423,714	462,379
	20	195,537	213,915	237,416	274,776	335,837	363,556	391,877	425,622	464,187
	21	198,047	215,623	239,224	276,383	337,946	365,766	393,786	427,430	465,794
	22	199,855	217,430	240,730	278,291	340,055	367,774	395,895	429,137	467,602
	23	201,663	219,238	242,237	280,199	342,165	369,883	398,004	430,844	469,309
	24	203,471	221,046	243,743	282,107	344,274	371,992	400,113	432,552	471,117
	25	205,379	222,753	245,250	283,815	346,483	374,001	401,920	434,158	472,724
	26	207,187	224,461	246,856	286,024	348,592	376,110	404,029	435,765	474,230
	27	208,994	226,168	248,463	288,234	350,701	378,219	406,138	437,372	475,736
	28	210,802	227,875	250,070	290,443	352,810	380,328	408,247	438,979	477,243
	29	212,710	229,482	251,476	292,753	355,020	382,437	410,156	440,285	478,649
	30	214,518	231,290	252,882	294,762	357,129	384,546	412,064	441,992	479,452
	31	216,326	233,098	254,389	296,770	359,238	386,655	413,972	443,699	480,155
	32	218,133	234,905	255,895	298,779	361,347	388,764	415,880	445,407	480,959

	33	219,841	236,512	257,100	300,687	363,154	390,672	417,889	446,913	481,561
	34	221,548	238,119	258,607	302,595	365,263	392,781	419,496	448,620	482,365
	35	223,255	239,726	260,013	304,503	367,272	394,890	421,203	450,328	483,168
	36	224,963	241,333	261,519	306,411	369,381	396,899	422,910	452,035	483,972
	37	226,570	242,839	262,825	308,420	371,390	398,807	424,517	453,541	484,574
	38	228,377	244,346	264,331	310,328	373,499	400,414	426,024	454,345	485,378
	39	230,185	245,852	265,838	312,236	375,608	402,021	427,530	455,148	486,181
	40	231,993	247,359	267,244	314,145	377,717	403,628	429,036	455,952	486,985
	41	233,600	248,865	268,650	316,053	379,725	405,134	430,643	456,554	487,587
	42	235,106	250,271	270,357	317,961	381,834	406,339	431,949	457,257	488,391
	43	236,613	251,778	272,064	319,869	383,943	407,544	433,255	457,960	489,194
	44	238,119	253,284	273,671	321,777	386,052	408,750	434,560	458,663	489,997
	45	239,625	254,489	275,178	323,685	387,961	410,055	435,866	459,467	490,600
	46	240,931	255,996	276,885	325,594	389,768	411,260	436,669	460,170	
	47	242,237	257,402	278,592	327,502	391,576	412,466	437,473	460,873	
	48	243,542	258,908	280,300	329,410	393,384	413,671	438,276	461,576	
	49	244,647	260,214	282,107	331,218	395,192	414,976	438,979	462,279	
	50	246,053	261,720	283,815	332,825	396,397	415,780	439,782	462,982	
	51	247,559	263,227	285,522	334,532	397,602	416,583	440,586	463,685	
	52	249,066	264,733	287,229	336,239	398,707	417,387	441,389	464,388	
	53	250,271	266,039	288,937	337,946	400,012	418,090	441,992	465,091	
	54	251,778	267,645	290,744	339,754	401,217	418,793	442,695	465,794	
	55	253,184	269,353	292,552	341,562	402,423	419,496	443,398	466,497	
	56	254,690	270,960	294,360	343,370	403,628	420,098	444,101	467,200	
	57	255,996	272,366	295,967	344,776	404,933	420,902	444,804	467,903	
	58	257,301	274,073	297,774	346,483	405,737	421,404	445,507	468,505	
	59	258,607	275,780	299,582	348,190	406,540	422,006	446,210	469,208	
	60	259,912	277,488	301,390	349,898	407,344	422,609	446,913	469,911	
	61	261,218	279,094	302,997	351,605	408,047	423,212	447,616	470,614	
	62	262,624	280,701	304,805	353,312	408,750	423,814	448,219		
	63	264,030	282,308	306,612	355,020	409,453	424,417	448,821		
	64	265,436	283,915	308,420	356,727	410,156	425,019	449,424		
	65	266,842	285,522	310,027	358,434	410,658	425,622	450,127		
	66	268,148	287,028	311,734	360,041	411,361	426,224	450,729		
	67	269,554	288,535	313,442	361,648	412,064	426,827	451,332		
	68	270,960	290,041	315,149	363,255	412,767	427,430	451,935		
再任	69	272,165	291,648	316,756	364,761	413,269	428,032	452,638		

用職	70	273,571	293,255	318,262	366,268	413,872	428,635	453,240
員以	71	274,977	294,862	319,769	367,674	414,474	429,237	453,843
外の	72	276,383	296,469	321,275	369,180	415,077	429,840	454,445
職員	73	277,889	297,875	322,380	370,687	415,679	430,442	455,148
	74	279,295	299,381	324,087	372,193	416,282	431,045	455,751
	75	280,701	300,888	325,794	373,700	416,884	431,648	456,353
	76	282,107	302,394	327,502	375,106	417,487	432,250	456,956
	77	283,313	303,700	329,309	376,512	418,090	432,752	457,659
	78	284,518	305,206	331,017	377,717	418,692	433,355	
	79	285,723	306,713	332,624	378,922	419,295	433,958	
	80	286,928	308,219	334,331	380,127	419,797	434,560	
	81	288,234	309,726	336,038	381,433	420,399	435,163	
	82	289,539	311,132	337,746	382,638	421,002	435,765	
	83	290,845	312,538	339,453	383,843	421,605	436,368	
	84	292,150	313,944	341,160	385,048	422,207	436,970	
	85	293,556	315,149	342,868	386,354	422,709	437,573	
	86	294,762	316,655	344,474	386,956	423,312		
	87	295,967	318,162	346,081	387,559	423,915		
	88	297,172	319,668	347,688	388,161	424,517		
	89	298,377	321,175	349,195	388,864	425,120		
	90	299,582	322,681	350,701	389,467	425,722		
	91	300,787	324,188	352,208	390,070	426,325		
	92	301,993	325,694	353,714	390,672	426,927		
	93	302,796	327,000	355,220	391,174	427,530		
	94	304,102	328,406	356,727	391,777			
	95	305,407	329,812	358,233	392,380			
	96	306,713	331,218	359,740	392,982			
	97	307,817	332,624	361,146	393,484			
	98	309,023	334,030	362,351	394,087			
	99	310,228	335,436	363,456	394,689			
	100	311,433	336,842	364,661	395,292			
	101	312,638	338,348	365,966	395,794			
	102	313,743	339,654	367,071	396,397			
	103	314,848	340,959	368,276	396,999			
	104	315,952	342,265	369,481	397,602			
	105	316,957	343,470	370,787	398,104			
	106	317,660	344,575	371,390	398,606			

107	318,363	345,680	371,992	399,108						
108	319,066	346,784	372,595	399,610						
109	319,769	347,989	373,298	399,912						
110	320,472	348,994	373,900	400,414						
111	321,175	349,998	374,503	400,916						
112	321,878	351,002	375,106	401,418						
113	322,681	352,107	375,608	401,820						
114	323,485	353,111	376,210	402,322						
115	324,288	354,116	376,813	402,824						
116	325,091	355,120	377,415	403,326						
117	325,694	356,225	377,918	403,728						
118	326,497	356,827	378,520	404,230						
119	327,301	357,430	379,123	404,732						
120	328,104	358,032	379,725	405,235						
121	328,807	358,535	380,127	405,636						
122	329,309	359,037	380,730	406,138						
123	329,812	359,539	381,332	406,641						
124	330,314	360,041	381,935	407,143						
125	330,615	360,543	382,437	407,544						
126		361,045	382,939							
127		361,548	383,441							
128		362,050	383,943							
129		362,552	384,245							
130			384,747							
131			385,249							
132			385,751							
133			386,052							
134			386,555							
135			386,956							
136			387,458							
137			387,760							
138			388,262							
139			388,764							
140			389,266							
141			389,567							
再任用職員	241,032	252,983	257,301	293,657	311,132	325,895	350,199	386,253	419,194	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	136,283	185,895	275,981	333,427	393,986
	2	137,388	188,306	278,793	335,637	396,899
	3	138,593	190,716	281,605	337,846	399,811
	4	139,698	193,126	284,417	340,055	402,623
	5	140,802	195,637	287,028	342,064	405,034
	6	142,108	197,947	289,840	344,173	407,846
	7	143,414	200,257	292,653	346,282	410,658
	8	144,719	202,567	295,465	348,391	413,369
	9	145,824	204,676	298,076	350,500	416,081
	10	147,531	206,986	300,888	352,609	418,893
	11	149,138	209,296	303,700	354,718	421,705
	12	150,745	211,606	306,512	356,827	424,517
	13	152,251	213,815	309,123	358,936	427,430
	14	154,160	216,225	311,935	360,844	430,242
	15	156,068	218,636	314,747	362,853	433,054
	16	158,076	221,046	317,559	364,862	435,866
	17	159,884	223,356	320,170	366,770	438,778
	18	161,993	226,268	322,480	368,778	441,490
	19	164,203	229,181	324,790	370,787	444,302
	20	166,312	232,093	327,100	372,796	447,114
	21	168,521	234,805	329,510	374,704	450,026
	22	170,931	237,617	331,619	376,712	452,738
	23	173,241	240,429	333,628	378,721	455,450
	24	175,551	243,241	335,737	380,730	458,161
	25	177,660	246,153	337,946	382,337	460,973
	26	179,769	248,865	339,855	384,245	463,584
	27	181,878	251,577	341,763	386,153	466,196
	28	183,987	254,288	343,671	388,061	468,706
	29	185,996	257,100	345,680	389,969	471,317
	30	187,804	259,511	347,387	391,978	473,929
	31	189,611	261,921	349,094	393,986	476,540
	32	191,419	264,331	350,801	395,995	479,151

	33	193,227	266,340	352,308	397,803	481,461
	34	195,135	268,851	353,814	399,610	483,972
	35	197,043	271,261	355,321	401,217	486,482
	36	198,951	273,671	356,827	403,025	488,993
	37	200,659	275,881	358,233	404,732	491,604
	38	202,567	277,789	359,639	406,339	494,115
	39	204,475	279,697	361,045	407,946	496,626
	40	206,383	281,605	362,451	409,553	499,137
	41	208,392	283,313	363,456	411,160	501,748
	42	210,300	284,618	364,661	412,767	504,058
	43	212,208	285,924	365,966	414,374	506,368
	44	214,116	287,229	367,172	415,981	508,677
	45	216,024	288,234	368,477	417,587	510,786
	46	218,033	289,539	369,783	419,194	512,393
	47	220,042	290,845	371,088	420,801	514,000
	48	222,050	292,150	372,394	422,408	515,607
	49	223,858	293,556	373,499	423,814	517,314
	50	225,867	294,862	374,804	425,321	518,821
	51	227,875	296,168	376,110	426,827	520,227
	52	229,884	297,473	377,415	428,333	521,733
	53	231,692	298,678	378,520	429,840	523,039
	54	233,700	299,984	379,625	431,246	524,244
	55	235,709	301,290	380,730	432,652	525,449
	56	237,717	302,595	381,834	434,058	526,654
	57	239,425	303,700	382,738	435,263	527,860
	58	240,931	304,905	383,642	436,669	528,864
	59	242,337	306,110	384,546	438,075	529,868
	60	243,844	307,315	385,450	439,481	530,872
再任	61	245,149	308,420	386,153	440,586	531,977
用職	62	246,555	309,525	386,956	441,590	532,881
員以	63	247,961	310,629	387,860	442,595	533,785
外の	64	249,367	311,734	388,764	443,599	534,689
職員	65	250,874	312,939	389,467	444,503	535,593
	66	252,280	314,044	390,270	445,407	536,497
	67	253,686	315,149	391,074	446,310	537,400
	68	255,092	316,254	391,877	447,214	538,304

69	256,397	317,459	392,681	447,917	539,309
70	257,904	318,563	393,384	448,821	540,212
71	259,410	319,668	394,087	449,725	541,116
72	260,917	320,773	394,790	450,629	542,020
73	262,323	321,677	395,593	451,332	543,025
74	263,729	322,782	396,296		
75	265,135	323,886	396,999		
76	266,541	324,991	397,702		
77	267,645	326,096	398,506		
78	268,951	327,100	399,108		
79	270,257	328,104	399,811		
80	271,562	329,109	400,514		
81	272,968	330,213	401,217		
82	274,274	331,017	401,920		
83	275,579	331,720	402,623		
84	276,885	332,523	403,326		
85	278,090	333,427	403,929		
86	279,396	334,030	404,632		
87	280,701	334,632	405,335		
88	282,007	335,235	406,038		
89	283,112	335,637	406,641		
90	284,317	336,239			
91	285,522	336,842			
92	286,727	337,444			
93	287,832	337,846			
94	288,836	338,348			
95	289,840	338,850			
96	290,845	339,352			
97	291,447	339,955			
98	292,351	340,457			
99	293,255	340,959			
100	294,159	341,462			
101	295,063	342,064			
102	295,766	342,566			
103	296,469	343,068			
104	297,172	343,571			

	105	297,975	344,173			
	106	298,477	344,675			
	107	298,980	345,177			
	108	299,482	345,680			
	109	299,984	346,282			
	110	300,386	346,784			
	111	300,787	347,286			
	112	301,189	347,789			
	113	301,591	348,391			
	114	301,993	348,893			
	115	302,394	349,395			
	116	302,796	349,898			
	117	303,198	350,500			
	118	303,599	351,002			
	119	304,001	351,505			
	120	304,403	352,007			
	121	304,704	352,609			
再任用職員		217,230	263,126	289,238	332,825	393,283

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4口及びハを次のように改める。

□ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,903	178,966	214,518	242,940	280,902	330,113	376,813
	2	142,309	180,573	216,125	244,547	283,112	332,222	379,524
	3	143,715	182,180	217,732	246,153	285,321	334,431	382,236
	4	145,121	183,786	219,339	247,760	287,531	336,641	384,948
	5	146,326	185,293	220,946	249,166	289,740	338,850	387,559
	6	148,134	186,900	222,653	250,773	291,950	341,060	390,270
	7	149,841	188,507	224,360	252,280	294,159	343,269	392,982
	8	151,548	190,113	226,067	253,887	296,368	345,479	395,694
	9	153,256	191,720	227,775	255,393	298,477	347,487	398,305
	10	154,963	193,428	229,582	257,000	300,687	349,697	400,715
	11	156,670	195,135	231,390	258,506	302,896	351,906	403,126
	12	158,478	196,842	233,098	260,013	305,106	354,116	405,636
	13	159,984	198,449	234,905	261,519	307,416	355,923	407,946
	14	161,893	200,056	236,512	263,427	309,525	357,932	410,156
	15	163,901	201,663	238,119	265,336	311,634	359,941	412,365
	16	165,809	203,270	239,726	267,143	313,743	361,949	414,575
	17	167,718	204,877	241,132	268,851	315,952	363,958	416,684
	18	169,626	206,584	242,739	270,759	318,061	366,067	418,793
	19	171,534	208,291	244,245	272,667	320,170	368,075	420,902
	20	173,442	209,999	245,852	274,575	322,279	370,184	423,011
	21	175,350	211,505	247,359	276,383	324,489	372,093	424,919
	22	176,857	213,112	248,965	278,291	326,497	374,202	426,526
	23	178,363	214,719	250,472	280,199	328,506	376,311	428,133
	24	179,870	216,326	251,978	282,107	330,515	378,420	429,739
	25	181,477	217,933	253,485	284,116	332,523	380,328	431,346
	26	182,983	219,539	255,192	286,024	334,532	382,236	432,652
	27	184,489	221,146	256,899	287,932	336,540	384,144	433,958
	28	185,996	222,753	258,607	289,840	338,549	386,052	435,263
	29	187,603	224,360	260,314	291,849	340,357	387,860	436,669
	30	188,908	226,067	262,122	293,757	342,165	389,668	437,975
	31	190,214	227,775	263,930	295,665	343,972	391,476	439,280
	32	191,520	229,482	265,737	297,574	345,780	393,283	440,485
	33	192,926	231,089	267,244	299,381	347,588	394,890	441,892
	34	194,332	232,696	269,051	301,189	349,496	396,196	443,197

	35	195,738	234,202	270,859	302,997	351,404	397,501	444,503
	36	197,144	235,809	272,667	304,805	353,312	398,807	445,808
	37	198,349	237,416	274,374	306,512	355,120	399,912	447,214
	38	199,654	239,023	276,082	308,219	356,827	401,117	448,018
	39	200,960	240,630	277,789	309,926	358,535	402,222	448,821
	40	202,266	242,237	279,496	311,634	360,242	403,427	449,625
	41	203,471	243,743	281,204	313,442	361,849	404,532	450,227
	42	204,676	245,250	282,911	315,149	363,154	405,335	451,031
	43	205,881	246,756	284,618	316,856	364,460	406,138	451,834
	44	207,086	248,262	286,325	318,563	365,766	406,942	452,638
	45	208,392	249,668	288,033	319,869	366,971	407,544	453,240
	46	209,496	251,275	289,740	321,376	368,176	408,247	454,044
	47	210,601	252,882	291,447	322,882	369,381	408,950	454,847
	48	211,706	254,489	293,155	324,489	370,586	409,653	455,650
	49	212,811	256,096	294,661	325,995	371,791	410,457	456,253
	50	213,815	257,502	296,268	327,301	372,796	411,160	457,056
	51	214,819	258,908	297,875	328,606	373,800	411,863	457,860
	52	215,824	260,314	299,482	329,912	374,804	412,566	458,663
	53	216,627	261,620	300,888	331,017	375,608	413,269	459,266
	54	217,631	263,026	302,394	332,021	376,512	413,972	
再任	55	218,535	264,432	303,901	333,126	377,415	414,675	
用職	56	219,539	265,838	305,407	334,231	378,319	415,378	
員以	57	220,443	266,942	306,813	335,034	379,123	415,981	
外の	58	221,347	268,248	308,119	336,038	379,926	416,684	
職員	59	222,251	269,554	309,424	337,043	380,730	417,387	
	60	223,155	270,859	310,830	338,047	381,533	418,090	
	61	224,159	271,964	312,136	338,850	382,136	418,592	
	62	225,164	273,270	313,442	339,553	382,839	419,194	
	63	226,168	274,575	314,747	340,256	383,542	419,897	
	64	227,273	275,881	316,053	340,959	384,245	420,600	
	65	227,976	277,086	317,459	341,662	384,847	421,102	
	66	228,879	278,191	318,262	342,365	385,550		
	67	229,783	279,295	319,066	343,068	386,253		
	68	230,687	280,400	319,869	343,771	386,956		
	69	231,390	281,505	320,773	344,474	387,458		
	70	232,093	282,610	321,576	345,077	388,061		

71	232,796	283,714	322,380	345,680	388,664
72	233,499	284,819	323,183	346,282	389,266
73	234,303	285,723	323,987	346,784	389,969
74	235,106	286,426	324,589	347,387	390,572
75	235,910	287,129	325,192	347,989	391,174
76	236,713	287,932	325,794	348,592	391,777
77	237,316	288,736	326,497	349,094	392,480
78	237,918	289,338	327,000	349,596	393,083
79	238,521	289,941	327,502	350,098	393,685
80	239,123	290,543	328,004	350,601	394,288
81	239,625	291,247	328,606	351,002	394,991
82	240,027	291,749	329,109	351,404	395,593
83	240,429	292,251	329,611	351,806	396,196
84	240,831	292,753	330,113	352,208	396,798
85	241,333	293,155	330,715	352,710	397,501
86		293,456	331,117	353,111	
87		293,757	331,419	353,513	
88		294,059	331,820	353,915	
89		294,460	332,322	354,417	
90		294,762	332,724	354,819	
91		295,063	333,126	355,220	
92		295,364	333,528	355,622	
93		295,766	334,030	356,124	
94		296,067	334,331	356,526	
95		296,368	334,733	356,928	
96		296,670	335,134	357,329	
97		297,071	335,335	357,832	
98		297,373	335,737	358,233	
99		297,674	336,139	358,635	
100		297,975	336,540	359,037	
101		298,377	336,741	359,539	
102		298,678	337,143	359,941	
103		298,980	337,545	360,342	
104		299,281	337,946	360,744	
105		299,582	338,147	361,246	
106			338,549		

	107			338,951				
	108			339,352				
	109			339,553				
	110			339,955				
	111			340,357				
	112			340,758				
	113			340,959				
再任用職員		188,105	215,020	247,559	261,218	287,631	329,711	372,997

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,959	181,276	230,285	255,795	286,828	333,528	380,027
	2	155,365	183,385	232,093	257,000	288,836	335,737	382,738
	3	156,871	185,494	233,901	258,305	290,845	337,946	385,450
	4	158,277	187,603	235,709	259,611	292,853	340,156	388,161
	5	159,683	189,712	237,316	260,716	294,661	342,365	390,773
	6	161,190	192,122	238,822	262,122	296,569	344,575	393,283
	7	162,696	194,432	240,328	263,427	298,477	346,784	395,794
	8	164,203	196,742	241,835	264,833	300,386	348,994	398,305
	9	165,508	199,152	243,241	266,239	302,394	350,801	400,615
	10	167,215	200,558	244,647	267,545	304,302	352,810	402,925
	11	168,822	201,964	246,053	269,152	306,211	354,819	405,335
	12	170,429	203,370	247,459	270,759	308,119	356,827	407,745
	13	171,936	204,776	248,865	272,366	309,926	359,037	410,156
	14	173,944	206,283	250,070	273,973	311,734	361,146	412,365
	15	175,953	207,789	251,376	275,579	313,542	363,255	414,575
	16	177,961	209,296	252,681	277,186	315,350	365,364	416,784
	17	180,171	210,702	253,686	278,793	317,258	367,473	418,893
	18	182,280	212,208	255,092	280,300	318,965	369,582	421,102
	19	184,389	213,715	256,397	281,806	320,672	371,691	423,312
	20	186,498	215,221	257,703	283,313	322,380	373,800	425,521
	21	188,607	216,627	258,908	284,919	324,087	376,009	427,530
	22	190,817	218,334	260,314	286,526	325,694	378,219	429,438
	23	193,026	220,042	261,720	288,133	327,301	380,428	431,346
	24	195,235	221,749	263,126	289,740	328,908	382,638	433,255
	25	197,344	223,255	264,633	291,146	330,615	384,646	435,062
	26	198,650	224,963	266,239	292,954	332,122	386,655	436,770
	27	199,956	226,670	267,746	294,762	333,728	388,664	438,477
	28	201,261	228,377	269,353	296,569	335,335	390,672	440,084
	29	202,466	230,185	270,960	298,176	336,842	392,681	441,590
	30	203,772	231,692	272,567	299,883	338,348	394,589	443,197
	31	205,078	233,198	274,173	301,591	339,855	396,497	444,804
	32	206,383	234,704	275,780	303,298	341,361	398,405	446,411
	33	207,689	236,211	277,387	304,805	343,068	400,113	448,118
	34	208,994	237,617	278,894	306,411	344,675	401,820	449,725

35	210,300	239,023	280,400	308,018	346,282	403,628	451,332
36	211,606	240,429	281,907	309,625	347,889	405,435	452,939
37	213,012	241,735	283,513	311,232	349,596	407,344	454,445
38	214,418	243,040	285,020	312,839	351,203	409,151	455,952
39	215,824	244,346	286,526	314,446	352,810	410,959	457,458
40	217,230	245,651	288,033	316,053	354,417	412,767	458,965
41	218,435	246,656	289,640	317,660	356,024	414,474	460,270
42	219,841	247,961	291,247	319,166	357,631	416,181	461,174
43	221,247	249,166	292,853	320,672	359,238	417,889	462,078
44	222,653	250,472	294,460	322,179	360,844	419,496	462,982
45	224,059	251,677	295,866	323,485	362,451	421,002	463,986
46	225,565	253,083	297,373	324,891	363,958	422,609	464,890
47	227,072	254,489	298,879	326,297	365,464	424,216	465,794
48	228,578	255,895	300,386	327,803	366,870	425,823	466,698
49	229,884	257,301	301,792	329,109	368,377	427,530	467,702
50	231,290	258,808	303,198	330,515	369,783	429,137	468,405
51	232,696	260,214	304,604	331,820	371,189	430,744	469,208
52	234,102	261,620	306,010	333,226	372,595	432,351	470,012
53	235,407	263,126	307,516	334,632	374,101	433,857	470,916
54	236,713	264,733	308,922	336,038	375,306	435,364	471,719
55	238,019	266,340	310,328	337,444	376,512	436,870	472,523
56	239,324	267,846	311,734	338,850	377,717	438,376	473,326
57	240,529	269,453	312,939	340,055	379,022	439,682	474,230
58	241,835	271,060	314,245	341,462	380,027	440,586	
59	243,040	272,667	315,551	342,868	381,031	441,490	
60	244,346	274,274	316,957	344,274	382,035	442,394	
61	245,551	275,881	318,162	345,479	382,839	443,298	
62	246,856	277,387	319,467	346,784	383,642	444,201	
63	248,162	278,894	320,773	348,090	384,446	445,105	
64	249,468	280,400	322,079	349,395	385,249	446,009	
65	250,673	282,007	323,384	350,601	386,153	446,913	
66	251,978	283,513	324,690	351,806	386,956	447,716	
67	253,384	285,020	325,995	353,011	387,760	448,520	
68	254,790	286,526	327,301	354,216	388,563	449,323	
69	255,895	287,832	328,406	355,220	389,367	450,127	
70	257,201	289,338	329,611	356,325	390,070		

	71	258,506	290,845	330,816	357,430	390,773	
	72	259,812	292,351	331,921	358,535	391,476	
	73	261,218	293,657	333,226	359,539	392,279	
	74	262,524	295,063	334,331	360,644	392,882	
	75	263,829	296,469	335,536	361,748	393,484	
	76	265,135	297,875	336,741	362,853	394,087	
	77	266,239	299,381	337,946	363,757	394,689	
	78	267,445	300,687	339,152	364,560	395,292	
	79	268,750	301,993	340,357	365,364	395,895	
	80	270,056	303,298	341,562	366,167	396,497	
	81	271,161	304,202	342,667	366,870	396,999	
	82	272,265	305,407	343,771	367,473	397,602	
再任	83	273,370	306,612	344,876	368,075	398,204	
用職	84	274,475	307,918	345,981	368,678	398,807	
員以							
外の	85	275,379	309,023	347,086	369,381	399,309	
職員	86	276,483	310,228	348,090	369,984	399,912	
	87	277,588	311,433	349,094	370,586	400,514	
	88	278,693	312,638	350,098	371,189	401,117	
	89	279,797	313,944	351,203	371,691	401,519	
	90	280,802	315,149	352,007	372,294	402,121	
	91	281,806	316,354	352,810	372,896	402,724	
	92	282,810	317,559	353,614	373,499	403,326	
	93	283,815	318,764	354,417	374,001	403,829	
	94	284,819	319,568	355,120	374,503		
	95	285,823	320,371	355,823	375,005		
	96	286,828	321,175	356,526	375,507		
	97	287,731	321,878	357,028	376,110		
	98	288,535	322,581	357,530	376,612		
	99	289,338	323,284	358,032	377,114		
	100	290,242	323,987	358,535	377,616		
	101	291,046	324,489	359,137	378,219		
	102	291,849	325,091	359,639	378,721		
	103	292,653	325,694	360,141	379,223		
	104	293,456	326,297	360,644	379,725		
	105	294,159	326,698	361,246	380,328		
	106	294,661	327,200	361,748	380,830		

107	295,163	327,703	362,251	381,332
108	295,665	328,205	362,753	381,834
109	296,168	328,707	363,255	382,437
110	296,569	329,109	363,757	382,939
111	296,971	329,510	364,259	383,441
112	297,373	329,912	364,761	383,943
113	297,774	330,314	365,263	384,546
114	298,176	330,715	365,766	
115	298,578	331,117	366,268	
116	298,980	331,419	366,669	
117	299,281	331,720	367,071	
118	299,683	332,122	367,573	
119	300,084	332,523	368,075	
120	300,486	332,925	368,578	
121	300,787	333,126	368,979	
122	301,189	333,528	369,481	
123	301,591	333,929	369,984	
124	301,993	334,331	370,486	
125	302,193	334,532	370,887	
126	302,595	334,934		
127	302,997	335,335		
128	303,399	335,737		
129	303,599	336,038		
130	304,001	336,440		
131	304,403	336,842		
132	304,805	337,243		
133	305,005	337,545		
134	305,407	337,946		
135	305,809	338,348		
136	306,211	338,750		
137	306,411	339,051		
138	306,813	339,453		
139	307,215	339,855		
140	307,617	340,256		
141	307,817	340,558		
142	308,219	340,959		

143	308,621	341,361					
144	309,023	341,763					
145	309,223	342,064					
146	309,625	342,466					
147	310,027	342,868					
148	310,429	343,269					
149	310,629	343,571					
150	310,931	343,972					
151	311,232	344,374					
152	311,533	344,776					
153	311,935	345,077					
154	312,236						
155	312,538						
156	312,839						
157	313,241						
158	313,542						
159	313,843						
160	314,145						
161	314,546						
162	314,848						
163	315,149						
164	315,450						
165	315,852						
166	316,153						
167	316,454						
168	316,756						
169	317,157						
再任用職員	234,805	259,711	267,143	277,588	294,862	333,126	379,123

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合には <u>100分の137.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4及び附則第18項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には <u>100分の102.5</u>、12月に支給する場合には <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の67.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の87.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の32.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の42.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100分の0.675</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の0.875</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の67.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の87.5</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の125</u>、12月に支給する場合には <u>100分の135</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4及び附則第18項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には <u>100分の105</u>、12月に支給する場合には <u>100分の115</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の65</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の85</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の30</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の40</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100分の0.65</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の0.85</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の65</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の85</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3まで及び附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教育職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教育職員(第20条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める教育職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>3 再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の80」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第13項第4号において同じ。)において教育職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教育職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第13項第5号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教育職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教育職員(人事委員会規則で定める教育職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3まで _____ においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教育職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教育職員(第20条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める教育職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>3 再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在 _____)において教育職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教育職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条 _____ においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教育職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教育職員(人事委員会規則で定める教育職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項 _____ において同じ。)において受けるべき扶</p>

養手当の月額を加算した額に100分の65を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤労手当基礎額に100分の30を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

12 省略

13 当分の間、教育職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教育職員（再任用教育職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教育職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となつた場合にあつては、特定教育職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定教育職員の給料月額（当該特定教育職員が第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1を乗じて得た額（当該特定教育職員の給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該特定教育職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該特定教育職員が同条本文の規定の適用を受ける者である場合（当該特定教育職員が短時間勤務教育職員又は育児短時間勤務教育職員等である場合を除く。）にあつては当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額とし、当該特定教育職員が短時間勤務教育職員である場合にあつては当該最低の号給の給料月額に教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該特定教育職員が第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該額からその半額を減じた額）とし、当該特定教育職員が育児短時間勤務教育職員等である場合にあつては当該最低の号給の給料月額に算出率を乗じて得た額（当該特定教育職員が同条本文の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該額からその半額を減じた額）とする。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第15項及び第16項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定教育職員の給料月額から当該特定教育職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) へき地手当（第12条の3の規定による手当を含む。） 当該特定教育職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第12条の2第1項 給料月額に対するへき地手当の月額に100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対するへき地手当の月額）
- イ 第12条の2第4項 同項に規定する指定日の前日におけるへき地手当の月額に相当する額に100分の1を乗じて得た額
- ウ 第12条の3第1項又は第4項 給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に100分の1を乗じて得た額（同条第

養手当の月額を加算した額に100分の70を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤労手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

12 省略

6項の規定によりへき地等学校とみなして支給する場合にあつては同項に規定する指定日の前日における給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に100分の1を乗じて得た額とし、最低号給に達しない場合（同項の規定によりへき地等学校とみなして支給する場合を除く。）にあつては給料月額減額基礎額に対するへき地手当に準ずる手当の月額とする。）

(3) 定時制通信教育手当 当該特定教育職員の給料月額に対する定時制通信教育手当の月額に100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する定時制通信教育手当の月額）

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額（第19条第5項の規定の適用を受ける教育職員（育児短時間勤務教育職員等を除く。））にあつては当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とし、育児短時間勤務教育職員等にあつては当該給料月額を算出率で除して得た額（同項の規定の適用を受ける教育職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）とする。）に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける教育職員（育児短時間勤務教育職員等を除く。））にあつては当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とし、育児短時間勤務教育職員等にあつては当該給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額（同項の規定の適用を受ける教育職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）とする。）に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額（第19条の4第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける教育職員（育児短時間勤務教育職員等を除く。））にあつては当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とし、育児短時間勤務教育職員等にあつては当該給料月額を算出率で除して得た額（第19条の4第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）とする。附則第16項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教育職員に支給される勤勉手当に係る第19条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額（最低号給

に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける教育職員（育児短時間勤務教育職員等を除く。））にあつては当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とし、育児短時間勤務教育職員等にあつては当該給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額（第19条の4第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）とする。附則第16項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定教育職員に支給される勤勉手当に係る第19条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(6) 第20条第1項から第5項までの規定により支給される給与当該特定教育職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第20条第1項又は第2項 前各号に定める額

イ 第20条第3項 第1号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第20条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定教育職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第20条第5項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給 料 表	職務の級
中学校・小学校教育職員給料表	4 級
高等学校等教育職員給料表	4 級

14 前項に規定するもののほか、特定教育職員以外の者が月の初日以外の日に特定教育職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員についての第13条及び第20条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.65を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	149,439	165,106	255,192	286,828	414,474
	2	150,946	167,215	258,004	289,941	416,081
	3	152,452	169,324	260,816	293,054	417,688
	4	153,959	171,534	263,628	296,168	419,295
	5	155,566	173,543	266,239	298,879	421,002
	6	157,474	175,752	268,951	301,993	422,609
	7	159,281	177,961	271,562	305,106	424,216
	8	161,089	180,171	274,173	308,219	425,823
	9	162,897	182,481	276,785	311,232	427,329
	10	165,006	185,293	279,496	314,145	428,735
	11	167,015	188,004	282,208	317,057	430,141
	12	169,023	190,716	284,919	319,969	431,547
	13	171,032	193,629	287,631	322,782	432,953
	14	173,241	195,336	290,343	325,091	434,359
	15	175,451	197,043	293,054	327,401	435,765
	16	177,660	198,750	295,766	329,711	437,171
	17	179,970	200,558	298,477	332,021	438,477
	18	182,581	202,266	301,189	334,331	439,883
	19	185,092	203,973	303,901	336,641	441,188
	20	187,603	205,680	306,612	338,951	442,595
	21	190,113	207,488	309,324	341,261	443,900
	22	191,821	209,396	312,036	343,571	445,306
	23	193,528	211,304	314,747	345,880	446,712
	24	195,235	213,212	317,459	348,190	448,118
	25	196,742	214,920	320,170	350,400	449,424
	26	198,349	216,928	322,581	352,308	450,729
	27	199,956	218,937	324,991	354,216	452,035
	28	201,563	220,946	327,401	356,124	453,341
	29	203,270	222,854	329,812	358,032	454,646
	30	204,977	225,565	331,921	359,941	455,851
	31	206,684	228,277	334,130	361,748	457,056
	32	208,392	230,989	336,340	363,657	458,262

33	209,898	233,801	338,549	365,464	459,467
34	211,606	236,713	340,658	367,272	460,371
35	213,313	239,625	342,767	369,080	461,274
36	215,020	242,538	344,876	370,887	462,178
37	216,627	245,350	346,985	372,796	463,082
38	218,334	248,162	348,994	374,403	
39	220,042	250,974	351,002	376,009	
40	221,749	253,786	353,011	377,616	
41	223,557	256,598	355,020	379,022	
42	225,364	259,209	356,827	380,529	
43	227,172	261,821	358,635	382,035	
44	228,980	264,432	360,443	383,542	
45	230,888	266,842	362,251	385,149	
46	232,595	269,453	363,958	386,755	
47	234,303	271,964	365,665	388,362	
48	236,010	274,475	367,272	389,969	
49	237,717	276,985	368,778	391,476	
50	239,425	279,597	370,385	392,982	
51	241,132	282,208	372,093	394,489	
52	242,839	284,819	373,800	395,995	
53	244,145	287,330	375,507	397,602	
54	245,852	289,941	377,014	399,008	
55	247,459	292,452	378,520	400,313	
56	249,166	294,962	380,027	401,619	
57	250,673	297,272	381,533	403,126	
58	252,179	299,984	382,939	404,532	
59	253,686	302,696	384,345	405,938	
60	255,192	305,407	385,751	407,344	
61	256,799	307,918	387,057	408,649	
62	258,305	310,429	388,362	410,055	
63	259,812	312,939	389,668	411,461	
64	261,218	315,450	390,973	412,867	
65	262,524	317,860	392,279	414,072	
66	264,130	320,070	393,484	415,278	
67	265,737	322,279	394,689	416,483	
68	267,244	324,489	395,895	417,688	

再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	69	268,951	326,799	397,100	418,793
	70	270,457	329,008	398,305	419,998
	71	271,964	331,218	399,410	421,203
	72	273,470	333,327	400,615	422,408
	73	274,776	335,536	401,820	423,412
	74	276,082	337,746	402,925	424,216
	75	277,387	339,955	404,029	425,019
	76	278,693	342,165	405,134	425,823
	77	280,099	344,173	406,239	426,727
	78	281,304	346,081	407,243	427,530
	79	282,509	347,989	408,247	428,333
	80	283,714	349,898	409,252	429,137
	81	285,020	351,705	410,256	429,940
	82	286,225	353,513	411,059	430,643
	83	287,430	355,321	411,863	431,346
	84	288,635	357,129	412,666	432,049
	85	289,740	358,635	413,470	432,752
	86	290,744	360,342	414,273	433,455
	87	291,749	362,050	415,077	434,158
	88	292,753	363,657	415,880	434,861
89	293,858	365,364	416,684	435,564	
90	294,762	366,669	417,387	436,267	
91	295,665	368,075	418,090	436,970	
92	296,569	369,481	418,793	437,673	
93	297,071	370,988	419,395	438,176	
94	297,875	372,294	420,098		
95	298,678	373,599	420,801		
96	299,482	374,905	421,504		
97	300,386	376,311	422,207		
98	301,189	377,415	422,810		
99	301,993	378,520	423,412		
100	302,796	379,625	423,915		
101	303,700	380,830	424,417		
102	304,202	381,935	425,019		
103	304,704	383,040	425,622		
104	305,206	384,144	426,124		

105	305,708	385,149	426,526
106	306,110	386,153	427,128
107	306,512	387,057	427,731
108	306,914	388,061	428,233
109	307,114	388,965	428,735
110	307,516	389,969	
111	307,918	390,973	
112	308,320	391,978	
113	308,520	392,781	
114	308,822	393,685	
115	309,123	394,589	
116	309,424	395,493	
117	309,726	396,497	
118	310,027	397,301	
119	310,328	398,104	
120	310,629	398,907	
121	310,830	399,610	
122	311,132	400,414	
123	311,433	401,217	
124	311,734	402,021	
125	311,935	402,724	
126		403,427	
127		404,130	
128		404,833	
129		405,636	
130		406,339	
131		407,042	
132		407,745	
133		408,247	
134		408,850	
135		409,453	
136		410,055	
137		410,457	
138		411,059	
139		411,662	
140		412,265	

	141		412,666			
	142		413,269			
	143		413,872			
	144		414,474			
	145		414,876			
	146		415,478			
	147		416,081			
	148		416,684			
	149		417,085			
再任用教育職員		226,770	276,383	304,202	331,218	414,474

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,532円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	149,439	193,629	332,021	424,919
	2	150,946	195,336	334,331	426,827
	3	152,452	197,043	336,641	428,735
	4	153,959	198,750	338,951	430,643
	5	155,566	200,558	341,261	432,552
	6	157,474	202,266	343,571	434,460
	7	159,281	203,973	345,880	436,368
	8	161,089	205,680	348,190	438,276
	9	162,897	207,488	350,400	440,084
	10	165,006	209,396	352,609	441,892
	11	167,015	211,304	354,819	443,800
	12	169,023	213,212	357,028	445,708
	13	171,032	214,920	359,238	447,516
	14	173,241	216,928	361,246	449,424
	15	175,451	218,937	363,355	451,332
	16	177,660	220,946	365,464	453,240
	17	179,970	222,854	367,473	455,048
	18	182,581	225,565	369,481	456,956
	19	185,092	228,277	371,490	458,864
	20	187,603	230,989	373,499	460,772
	21	190,113	233,801	375,508	462,580
	22	191,821	236,713	377,516	464,488
	23	193,528	239,625	379,525	466,396
	24	195,235	242,538	381,534	468,204
	25	196,742	245,350	383,240	470,012
	26	198,449	248,162	385,149	471,719
	27	200,156	250,974	387,057	473,427
	28	201,864	253,786	388,965	475,134
	29	203,370	256,598	390,873	476,942
	30	205,078	259,209	392,882	478,649
	31	206,785	261,821	394,890	480,256
	32	208,492	264,432	396,899	481,963

33	210,099	266,842	398,807	483,670
34	211,907	269,453	400,514	484,675
35	213,715	271,964	402,222	485,679
36	215,522	274,475	404,029	486,683
37	217,230	276,985	405,636	487,788
38	219,037	279,597	407,243	
39	220,845	282,208	408,850	
40	222,653	284,819	410,457	
41	224,561	287,330	412,164	
42	226,369	289,941	413,771	
43	228,176	292,452	415,378	
44	229,984	294,962	416,985	
45	231,892	297,272	418,692	
46	233,600	299,984	420,299	
47	235,307	302,696	421,906	
48	237,014	305,407	423,513	
49	238,621	307,918	425,220	
50	240,328	310,429	426,827	
51	242,036	312,939	428,434	
52	243,743	315,450	430,041	
53	245,149	317,860	431,748	
54	246,856	320,070	433,355	
55	248,463	322,279	434,962	
56	250,171	324,489	436,569	
57	251,677	326,799	438,276	
58	253,284	329,008	439,883	
59	254,891	331,218	441,389	
60	256,498	333,327	442,996	
61	258,105	335,536	444,704	
62	259,711	337,746	446,310	
63	261,318	339,955	447,917	
64	262,825	342,165	449,524	
65	264,331	344,374	451,231	
66	266,039	346,583	452,838	
67	267,645	348,793	454,445	
68	269,353	351,002	456,052	

再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	69	270,859	353,011	457,659
	70	272,366	355,120	459,266
	71	273,872	357,229	460,873
	72	275,379	359,338	462,480
	73	276,684	361,146	463,986
	74	278,090	363,054	464,990
	75	279,496	365,063	465,995
	76	280,902	366,971	466,999
	77	282,308	368,979	467,802
	78	283,513	370,687	
	79	284,719	372,394	
	80	285,924	374,101	
	81	287,229	375,809	
	82	288,434	377,315	
	83	289,640	378,821	
	84	290,845	380,328	
	85	292,150	381,834	
	86	293,356	383,341	
	87	294,561	384,847	
	88	295,766	386,354	
	89	296,971	387,760	
	90	298,176	389,166	
	91	299,381	390,572	
	92	300,586	391,978	
93	301,390	393,484		
94	302,595	394,790		
95	303,800	396,095		
96	305,005	397,401		
97	306,010	398,807		
98	307,114	399,811		
99	308,219	400,916		
100	309,324	402,021		
101	310,228	403,126		
102	311,333	404,230		
103	312,437	405,335		
104	313,542	406,440		

105	314 ,446	407 ,344
106	315 ,350	408 ,348
107	316 ,254	409 ,352
108	317 ,157	410 ,356
109	318 ,162	411 ,260
110	318 ,764	412 ,164
111	319 ,367	413 ,068
112	319 ,969	413 ,972
113	320 ,672	414 ,675
114	321 ,175	415 ,478
115	321 ,677	416 ,282
116	322 ,179	417 ,085
117	322 ,782	417 ,889
118	323 ,284	418 ,692
119	323 ,786	419 ,395
120	324 ,288	420 ,199
121	324 ,891	421 ,002
122	325 ,393	421 ,504
123	325 ,895	422 ,006
124	326 ,397	422 ,509
125	327 ,000	422 ,910
126	327 ,401	423 ,412
127	327 ,803	423 ,915
128	328 ,205	424 ,417
129	328 ,506	424 ,818
130	328 ,908	425 ,321
131	329 ,309	425 ,823
132	329 ,711	426 ,325
133	329 ,912	426 ,727
134	330 ,213	427 ,229
135	330 ,515	427 ,731
136	330 ,816	428 ,233
137	331 ,218	428 ,635
138	331 ,419	
139	331 ,720	
140	332 ,021	

	141	332,322			
	142	332,624			
	143	332,925			
	144	333,226			
	145	333,528			
	146	333,829			
	147	334,130			
	148	334,431			
	149	334,632			
	150	334,934			
	151	335,235			
	152	335,536			
	153	335,737			
再任用教育職員		235,709	279,797	338,147	424,919

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,733円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「100分の80」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.675</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては<u>100分の135</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「100分の80」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の65</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.65</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の65</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一</p>	<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一</p>

一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の135」とあるのは「100分の150」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

第6条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

(教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第7条 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和31年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>

第8条 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>399,711</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>460,973</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>524,244</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">610,614</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>710,040</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>811,474</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>399,711</u>	2	<u>460,973</u>	3	<u>524,244</u>	4	610,614	5	<u>710,040</u>	6	<u>811,474</u>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>400,715</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>461,978</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>525,248</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">611,618</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>712,048</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>813,483</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>400,715</u>	2	<u>461,978</u>	3	<u>525,248</u>	4	611,618	5	<u>712,048</u>	6	<u>813,483</u>
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>399,711</u>																																
2	<u>460,973</u>																																
3	<u>524,244</u>																																
4	610,614																																
5	<u>710,040</u>																																
6	<u>811,474</u>																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>400,715</u>																																
2	<u>461,978</u>																																
3	<u>525,248</u>																																
4	611,618																																
5	<u>712,048</u>																																
6	<u>813,483</u>																																

第10条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定</p>	<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定</p>

する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の135」とあるのは「100分の150」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の135」とあるのは「100分の150」とする。

4 省略

別表（第7条関係）

号給	給料月額
	円
1	<u>376,612</u>
2	<u>425,823</u>
3	<u>479,051</u>
4	<u>545,334</u>
5	<u>622,666</u>
6	<u>727,113</u>
7	<u>851,646</u>

する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

4 省略

別表（第7条関係）

号給	給料月額
	円
1	<u>377,616</u>
2	<u>426,827</u>
3	<u>480,055</u>
4	<u>546,339</u>
5	<u>623,670</u>
6	<u>729,121</u>
7	<u>853,655</u>

第12条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に</p>	<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に</p>

規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

4 省略

規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の135」とあるのは「100分の150」とする。

4 省略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員 _____ である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減額されて支給される職員にあつては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を給料として支給する。</p> <p>(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 <u>100分の99.65</u></p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員(医療職給料表(→)又は任期付研究員条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。) <u>100分の99.83</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号 _____)の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に <u>100分の99.82</u> _____ を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額 _____ を給料として支給する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)第19条第2項(同条第3項、第9条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第3項又は第11条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第21条第1項から第3項まで若しくは第5項若しくは附則第15項、第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)第19条第2項(同条第3項又は第11条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第20条第1項から第3項まで若しくは第5項若しくは附則第13項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(職員の給与に関する条例第20条及び附則第3項、教育職員の給与に関する条例附則第3項並びに特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第1条に規定する職員並びに教育長を除く。以下この項及び次項において同じ。)以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(改正後の職員給与条例附則第15項及び改正後の教育職員給与条例附則第13項の規定が施行されていたとした場合においてもこれらの規定の適用を受けず、かつ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定の適用を受けない職員に限る。)若しくは医療職給料表(→)若しくは一般職の任

期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（職員の給与に関する条例第10条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）、特地勤務手当（同条例第11条の3第1項及び第2項の規定による手当を含む。）、へき地手当（同条第3項及び教育職員の給与に関する条例第12条の3の規定による手当を含む。）、管理職手当、初任給調整手当及び教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号級から4号給まで
公安職給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から72号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から32号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号級から16号給まで
	8級	1号級から4号給まで
研究職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から24号給まで
	5級	1号給から4号給まで
医療職給料表(一)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
医療職給料表(二)	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで
中学校・小学校教育職員給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで

	特 2 級	1号給から48号給まで
	3 級	1号給から40号給まで
高等学校等教育職員給料表	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から24号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

3 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与条例附則第15項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年愛媛県条例第50号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した教育職員に関する読替え)

5 平成22年4月1日前に55歳に達した教育職員に対する改正後の教育職員給与条例附則第13項の規定の適用については、同項中「当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年愛媛県条例第50号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(人事委員会規則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

7 職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第8条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第19条第1項又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。)第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員給与条例 第19条の4第1項又は教育職員給与条例 第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員(以下「企業職員」という。))及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)第1条の技能労務職員(以下「技能労務職員」という。)を除く。第21条から第23条までにおいて同じ。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第8条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号 _____)第19条第1項又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号 _____)第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員の給与に関する条例第19条の4第1項又は教育職員の給与に関する条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員(以下「企業職員」という。))及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)第1条の技能労務職員(以下「技能労務職員」という。)を除く。第21条から第23条までにおいて同じ。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤</p>

務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員給与条例 第4条第5項又は教育職員給与条例 第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の職員給与条例等の適用除外）

第20条 職員給与条例 第4条第5項から第8項までの規定及び教育職員給与条例 第7条の規定は、短時間勤務職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）には、適用しない。（部分休業の承認を受けた職員の給与）

第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例 第12条の規定又は教育職員給与条例 第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例 第18条又は教育職員給与条例 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

附 則

3 省略

（職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減額されて支給される職員に関する読替え）

4 職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減額されて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同条中「第18条又は」とあるのは「附則第17項又は」と、「第18条に」とあるのは「附則第15項に」とする。

務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員の給与に関する条例第4条第5項又は教育職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の職員の給与に関する条例等の適用除外）

第20条 職員の給与に関する条例第4条第5項から第8項までの規定及び教育職員の給与に関する条例第7条の規定は、短時間勤務職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）には、適用しない。（部分休業の承認を受けた職員の給与）

第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第18条又は教育職員の給与に関する条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

附 則

3 省略

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

8 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details the amendment to Article 3 of the ordinance regarding part-time study leave, specifically the calculation of wages and the application of Article 13. The 'After' column shows the updated text, and the 'Before' column shows the original text with the relevant parts underlined to indicate the changes.

額。以下同じ。)並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1を乗じて得た額(当該職員の給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該職員が職員給与条例第13条本文又は教育職員給与条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合(当該職員が職員給与条例第4条第12項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合を除く。))にあっては当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額とし、当該職員が同項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合にあつては当該最低の号給の給料月額にこれらの規定に規定する算出率を乗じて得た額(当該職員が職員給与条例第13条本文又は教育職員給与条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該額からその半額を減じた額)とする。以下同じ。)に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額」とする。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

- 9 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。)第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに管理職手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>2 職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減額されて支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額から、当該職員の給料月額(当該職員が職員給与条例第13条本文又は教育職員給与条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあつては、これらの規定により半額を減らされた給料月額。以下同じ。)並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に</p>	<p>(高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号_____)第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに管理職手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>___ この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p>

100分の1を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該職員が職員給与条例第13条本文又は教育職員給与条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合（当該職員が職員給与条例第4条第12項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合を除く。）にあっては当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額とし、当該職員が同項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合にあっては当該最低の号給の給料月額にこれらの規定に規定する算出率を乗じて得た額（当該職員が職員給与条例第13条本文又は教育職員給与条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該額からその半額を減じた額）とする。以下同じ。）に達しない場合にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額」とする。

（知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正）

- 10 知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の給与の特例）</p> <p>第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、職員給与条例第3条から第4条の2まで及び附則第13項の規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定並びに任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額を減じて得た額）から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当及び教職調整額の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける職員であって次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める規定は、適用しない。</p> <p>(1) 職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員 同項第1号及び職員給与条例附則第17項（職員給与条例第12条及び第21条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額（給料月額に対する勤務1時間当たりの給与額に限る。）</p>	<p>（職員の給与の特例）</p> <p>第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、職員給与条例第3条から第4条の2まで及び附則第13項の規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定並びに任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額</p> <p>_____から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当及び教職調整額の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

の算出に係る部分に限る。)

(2) 教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて

支給される職員 同項第1号及び教育職員給与と条例附則第15項

3 職員の給料の調整額の額は、職員給与と条例第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、第1項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

2 職員の給料の調整額の額は、職員給与と条例第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、前項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

○愛媛県条例第51号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例）</p> <p>第2条 知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与と条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 副知事 <u>100分の15</u></p> <p>(3) 管理者及び常勤の監査委員 <u>100分の12</u></p> <p>（教育長の給与の特例）</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、教育長給与と条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、<u>100分の12</u>を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。</p> <p>（職員の給与の特例）</p> <p>第4条 職員給与と条例、教育職員給与と条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、職員給与と条例第3条から第4条の2まで及び附則第13項の規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与と条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定並びに任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当及び教</p>	<p>（知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例）</p> <p>第2条 知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与と条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 副知事 <u>100分の18</u></p> <p>(3) 管理者及び常勤の監査委員 <u>100分の15</u></p> <p>（教育長の給与の特例）</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、教育長給与と条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、<u>100分の15</u>を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。</p> <p>（職員の給与の特例）</p> <p>第4条 職員給与と条例、教育職員給与と条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、職員給与と条例第3条から第4条の2まで及び附則第13項の規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与と条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定並びに任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当及び教</p>

職調整額の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 職員給与条例第19条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けべき職にある職員 100分の1
- (2) 職員給与条例第18条の2第1項の規定若しくは教育職員給与条例第17条の3第1項の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員（前号に掲げる職員を除く。）、任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給であるものに限る。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給又は4号給であるものに限る。） 100分の0.5

2 省略

職調整額の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 職員給与条例第19条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けべき職にある職員 100分の6
- (2) 職員給与条例第18条の2第1項の規定若しくは教育職員給与条例第17条の3第1項の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員（前号に掲げる職員を除く。）、任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給であるものに限る。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給又は4号給であるものに限る。） 100分の4.5
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の0.5

2 省略

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。